

令和8年厚木市教育委員会1月定例会日程

日時 令和8年1月27日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第1号 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求に係る裁決について
【教育指導課】

日程2 議案第2号 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求に係る裁決について
【教育指導課】

日程3 議案第3号 厚木市久保奨学金（令和7年度入学準備奨学金・令和8年度高校等修学奨学金（第1・2期生））の支給決定について 【教育総務課】

4 協議事項

(1) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱（案）に対するパブリックコメントの実施結果及び同計画・同大綱の策定について
【教育総務課】

5 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市こどもアート展審査会委員の委嘱について）
【教育指導課】（資料1）
(2) 学校閉庁日の拡大について
【教育総務課】（資料2）
(3) 令和7年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について
【教育総務課】（資料3）

6 閉会

令和8年1月定例教育委員会教育長報告

令和7年12月23日（火）に開催されました12月定例会以後の主な行事等12件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 1月10日（土） 依知南公民館ほか
令和8年 市内各地区新春のつどい・賀詞交換会
○訪問地区 8地区（依知南、依知北、緑ヶ丘、森の里、南毛利、睦合西、荻野、睦合南）
- 2 同 日 厚木南青少年広場
厚木南地区どんど焼き
- 3 1月11日（日） 荻野運動公園
令和8年 厚木市消防出初め式
- 4 同 日 三川合流点河原
厚木北地区どんど焼き
- 5 同 日 厚木市農協相川支所ほか
令和8年 市内各地区新春のつどい・賀詞交換会
○訪問地区 2地区（相川、小鮎）
- 6 1月12日（月） 厚木市文化会館 大ホール
令和8年 厚木市はたちのつどい
- 7 1月17日（土） アミューあつぎ5階 あつぎアートギャラリー
令和7年度 厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭 美術科学習発表会
○参加校数 18校（厚木市：13校、愛川町：3校、清川村：2校）
- 8 同 日 睦合北公民館ほか
令和8年 市内各地区新春のつどい・賀詞交換会
○訪問地区 4地区（睦合北、玉川、南毛利南、厚木北）

- 9 1月18日（日） 揚州厨房
令和8年 市内各地区新春のつどい・賀詞交換会
○訪問地区 1地区（厚木南）
- 10 1月22日（木） 厚木市文化会館 大ホール
令和7年度 語る・かたる・人権トーク
○参加者 約370人
- 11 1月23日（金） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和7年度 第5回厚木市小・中学校長会議
- 12 1月24日（土） アミューあつぎ5階 あつぎアートギャラリー
令和7年度 厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭
技術科・家庭科・特別支援学級部会 展示発表会
○参加校数 18校（厚木市：13校、愛川町：3校、清川村：2校）

**議案第 1 号、第 2 号及び
第 3 号については、
非公開案件となります。**

**協議事項 1 については、
非公開案件となります。**

資料 1

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和8年1月27日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

臨時代理書

厚木市こどもアート展審査会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和8年1月9日

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

理由

厚木市こどもアート展審査会委員に欠員が生じたことに伴い、令和8年1月9日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別 紙

(敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期
1	藤巻 功 フジマキ イサオ	規則第2条 (学識経験を有する者)	厚木市文化協会美術会 会長	令和8年1月9日～ 令和8年3月31日

厚木市こどもアート展審査会規則（抜粋）

(委員)

第2条 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【厚木市こどもアート展審査会】

(氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	フジマキ イサオ 藤巻 功	規則第2条 (学識経験を有する者)	厚木市文化協会美術会 会長	令和8年1月9日～ 令和8年3月31日	再任
2	ホリエ リサコ 堀江 理佐子	規則第2条 (学識経験を有する者)	元市立小学校教頭	令和8年1月1日～ 令和8年3月31日	再任
3	ヨゲンメ	規則第2条 (学識経験を有する者)	東京工芸大学助教	令和8年1月1日～ 令和8年3月31日	再任
4	ヨシオカ ヒロシ 吉岡 宏	規則第2条 (学識経験を有する者)	元公立中学校 美術科教諭	令和8年1月1日～ 令和8年3月31日	再任

学校閉庁日の拡大について

1 趣旨

教職員の日常業務の多忙化緩和と休暇取得促進のため、学校閉庁日（8月11日～15日及び12月28日）を設定しているところですが、教職員の働き方改革をより一層推進するための取組として、令和8年度から学校閉庁日を拡大するものです。

2 学校閉庁日設定の経過

平成30年度から学校閉庁日を導入し、小・中学校長会から意見聴取するとともに、夏季休業中の研修等について考慮しながら、学校閉庁日の拡大を進めてきました。

年度	学校閉庁日
平成30年度～	8月13日から15日まで
令和5年度～	8月11日から15日まで及び12月28日
(新) 令和8年度～	8月11日から <u>16日</u> まで及び12月28日

3 学校閉庁日の取扱いについて

学校閉庁日は、日直等を配置せず、学校として対外的な業務を行わない日となります。部活動も原則として行わず、学校への問合せ等については、教育委員会で対応します。

なお、令和8年8月16日は日曜日となりますので、参考資料「学校閉庁日の取扱いについて」に記載のとおり、新たな閉庁日は設けません。

学校閉庁日の取扱いについて

平成30年6月26日決定
令和5年1月24日改定
令和8年1月27日改定
厚木市教育委員会

1 趣旨

教職員の働き方改革に向けた取組の一環として、日常業務の多忙化緩和と休暇取得促進のため、次の期間を学校閉庁日とする。

2 期間

毎年8月11日から8月16日まで及び12月28日。ただし、8月11日から8月16日までの期間に土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が含まれる場合及び12月28日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、新たな学校閉庁日は設けない。

3 運用方法

具体的な運用方法は次のとおりとする。

ア 対外的な業務

学校閉庁日は、日直等を配置せず、学校として対外的な業務を行わない日とする。学校への問合せ等については、教育委員会で対応する。

イ 教職員の服務

休暇については、その取得を強制するものではないが、当該趣旨を踏まえ可能な限り休暇取得をお願いするものとする。

ウ 教育活動の実施

やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則として行わないものとする。

エ 保護者への周知方法

教育委員会から保護者へ通知を配布するものとする。

オ 緊急連絡

校長と教育委員会との連携により対応するものとする。

カ 校舎管理

原則として、教育委員会で管理するものとする。

**報告事項3については、
非公開案件となります。**